

会 議 録 目 次

平成 2 0 年第 5 回海田町議会 9 月定例会（第 3 日目）

平成 2 0 年 9 月 5 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 42 号議案	工事請負契約の締結について……………	3
日程第 2	第 43 号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1 0
日程第 3	第 44 号議案	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
日程第 4	第 45 号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	1 3
日程第 5	第 46 号議案	平成 20 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号） ……	3 1
日程第 6	第 47 号議案	平成 20 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） ……	3 9
日程第 7	第 48 号議案	特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
日程第 8	発議第 5 号	海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について……………	4 3
日程第 9	発議第 6 号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	4 3
		（閉 会） ……	4 3

平成20年第5回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成20年9月5日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月5日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	畠 山 隆
まちづくり事務所	長	花 本 則 之
教 育	長	正 木 洋
参 事		青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
次 長	新 谷 隆 司
主 任 主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第42号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 第43号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 第44号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第45号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第46号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 第47号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 第48号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 5 号 海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について
- 日程第 9 発議第 6 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。

昨日の前田議員の連続立体交差の問題で少し訂正と申しますか、はっきりしたところを申し上げたいことがございますので、皆さんにお願いしたいと思います。連続立体交差事業は平成25年着工で平成34年の完成を目指して、広島県、広島市、また J R とともに今その努力をいただいております。ですから、当初より、初めからいきますと 7 年間おくれたということに理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしております日程第 1 から日程第 9 に至る各議案でございます。

日程第 1、第42号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第42号議案、工事請負契約の締結について。大立町、浜角、西浜地区において施工する新開蟹原線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第42号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案5ページ、第42号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は新開蟹原線道路改良工事でございます。工事場所は海田町大立町、浜角、西浜地内、請負金額は5,877万9,000円でございます。請負者は、江草興機株式会社代表取締役江草将史でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成21年3月13日まででございます。なお、入札結果につきましては資料1の「工事入札状況」をご参照ください。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）それでは、工事の概要について説明いたします。資料2の「工事箇所図」の1ページをお願いいたします。この工事は、都市計画道路新開蟹原線3工区の19年度までに用地買収をしました大立町から西浜を経由して浜角の町営西浜住宅入り口付近までの241メートルを整備するとともに、県道までの間の一部用地買収区域34メートルを暫定的に整備するものでございます。この工事については、道路改良工事、舗装工事、電気工事の、3つの工種により分離発注するものでございますが、本承認案件は道路改良工事部分の工事請負契約について議会の議決をお願いするものでございます。2ページをお開きください。標準的な断面図でございます。幅員は12メートルで、車道は7メートル、歩道は2.5メートルの両歩道としております。ご存じのように、新開蟹原線は平成元年に1,195メートル事業認可を受け、平成19年度までに825メートルを整備してまいりました。この工事の施工により、一部暫定的ではありますが、県道へのタッチができることになります。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解やご協力をいただきながら、安全を期して工事を進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございますが、1点目に、入札価格の落札価格は何%か。

2番目に、間に抜けていますよね。あの部分は今まで地主さんと何回折衝されたか。それから、あそこでとまった部分のあれは、車どめというか、あれをきちっとされるか。意味はわかりますか。その2点をお聞きします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）1点目の落札率でございますが、76%でございます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今、図面でも白く空白になっておる箇所がございます。これは長年用地交渉してなかなか難航しておるというものでございますが、今、権利者さんが3名おられまして、要するに補償費の関係でなかなか話がつかなかったということですが、そのお一方が、だめよ、だめよと言いよってもしようがないからということで、わしがちょっとあれしてみるといようなことがありました。今、道路の部分を買収しますと宅地の形状が悪いということがありまして、隣の方と等価交換なり等積交換なりを考えて交渉をしてくれということがありまして、お話ししましたら、隣の方も条件によっちゃええよということで、今そのすり合わせをやっておる状況でございます。その辺がうまくあれすれば、その残地に今の権利者さんの家が建ちますので、その辺で何とか打開ができるんじゃないかなろうかと思っております。

それと、車の誘導でございますが、ドン突けになりますので、非常に危ないということで、今ここの空白になっておるところは先般、水路にふたがけをしまして、4メートルちょっとあります。そういうところを通るわけですから、そちらに誘導しなくてはなりません。そういうことで、パイプでさくをしまして、そちらへ誘導していくと。当然反射板等もつけて、目視できるような状態で、夜もあるわけですから、そういうものを安全施設として設置をして誘導するという格好になっております。

○議長（原田）崎本議員お尋ねの、折衝を何回というふうにお尋ねなんですが。

（「経緯でええ」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）経緯でいいですか。ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。図面で赤い斜線のところが今回の工事箇所でございますけれども、既存の道路から入れるように2カ所あるんですけれども、利便性を図られてこの道路も今回の工事箇所になっておりますが、恐らくここが開通したときには交通量が随分大きく、車の量が多くなってくると思うんですけれども、一方通行で学校側だけに行く道路にされるのか、横断をしてあその東広バイパスの方までも行ける方向性で

されるのか、交通事故が起こる可能性が強いと思うんですけども、その辺は考慮された上でのこの2本の道路なのでしょう。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）これは、今、白地になっておるところも一応離合はできます。そういうことで、広くなったところへそういうパイプ等で誘導して対応しようと……。大変失礼しました。今この赤く枝みたいに出ている道でございますね。それは特段一方通行というふうなことは想定しておりません。誘導によりまして両通行ということでまいりたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、恐らくこれ全道路が開通したときには道路を横切って東広バイパスの方に行かないといけませんので、こういう枝線を2本開通させますと、交通事故が起こる危険な道路となるのを危惧しているわけなんです。これがメイン道路になりますので、東広島の方から呉とか熊野に入るときもここを全部通って行くわけですから、そのときに道路を横断して、東広バイパスの方まで行ったら横断して通らないといけませんので、私は交通事故が発生するのではないかと。ここは信号は恐らくつきませんので、すごい危険な箇所になっていくのではないかと危惧しておりますけれども、それは危惧した上でこの枝線道路を今回整備なさるのでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）この新開蟹原のクラスの規模の道路で、いわゆる今までの生活道路との接続、そういうものは多々あるかと思います。当面パイプによる誘導によって暫定をやらせていただくわけですが、ご承知のように、この新開蟹原線、これにつきましては信号がない箇所が大きい交差点でたくさんございます。そういう中で今後、警察、公安との協議を重ねて、その辺を解消していきたいと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。先ほどの質問の枝が2本出ているところの、まず、大きい道への隅切りを切っていないのが1点目と、もう1点は、図面で言うと右側の道の方は直交していないように見えるんですが、道路に面して大体直交するように設計されるというようなことを聞いておるんですが、その2点をお願いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）確かに隅切りは切っておりません。ただ、それは2.5メートル

の歩道がありますので、隅切りがないというふうに。それから、形状によってできる限り直角にするようにという、できる限りということで、それはあくまでできる範囲ということで公安と協議をしております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）入札価格のことについてお伺いするんですけれども、落札率は76%とおっしゃったんですね。これは今までにない数字だと思うんです。そんなに、今までは大体90以上だったように記憶しているんですけれども、それはそれとして、高いのが7,900万でしょう。それで、これをやると41%ぐらい差が出てくるんですよ。それで、予定価格のことは余り言いたくないんですが、予定価格の適正というんですか、的確性というんですか、それとの関係と、道路の工事なんかで41%ぐらいの入札価格の差が出るというのは大体どういうことが考えられるんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1点目の予定価格でございますが、予定価格につきましては町で設計書を組みまして設計金額を出して、それから適正に予定価格を算出しておるものでございます。それから、各業者が入札する価格につきましては各業者で積算されてはじき出された金額でございますので、これは業者の方でこの価格でできるということを入札された価格ということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）それは当たり前のこと。それはそうですよ。だから、入札担当者としては、その差が大体どういうところに4割以上も出てくるのかねという、それはどのようにお考えですかということを聞いているんですよ。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども答弁させていただきましたとおり、各業者の方が積算をされた金額でございますから、その金額がこの金額になったというのはうちの方で理由はわかりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。先ほど崎本議員が触れられましたけれども、空白期間の交渉経過ですね。3名のうちの1人の方が多少何かというようなことで、まだあと2人いらっしゃるんですけれども、今年ももう半年が過ぎて、あと2名の方の交渉、これはどうしていくんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）3名の地権者さんをご兄弟でございまして、先ほど申ししたのは、そのお1方が3名を代表してそういう話を進めるということでございますので、そのことは3名様ともご承知のはずでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、延伸が1年半、来年の21年度いっぱいしかないわけなので、6年も7年も質問でも取り上げてきたんですけれども、全部空白も埋めて、それで県道に結びつけることができるのか。ある面では、今のところ、西浜の住宅のところの車どめで、永久に水路の上を通っていくということにもなりかねないんじゃないかと思うんですけれども、もう1度その辺を聞いておきます。

○議長（原田）入札の認定をやりよるので、道路を今からどうするかという政治的な判断はなるべく差し控えてください。答えられますか、部長。いいですね。入札の認定にかかわって質疑してください。三宅議員。

○3番（三宅）だから、その部分はと思って、先ほど崎本議員の方で出て答弁があったから私も今言い出しておるわけなので、そういう面では不公平じゃありませんか。言ったんですから、そこまで答えてください。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今の空白の交渉の経過は先ほど申し上げたとおりでございますが、ここをなぜ一部を除いて整備したかと申しますと、やはり町の姿勢、どうしてもこの新開蟹原線の整備をやるんだという意思表示でもございますし、できたところから、先ほどの認可期間のこともありますし、そこらを考慮した関係でこういうふうな整備の仕方をさせていただいておるというものでございます。それと、交渉が6年、7年かかろうとも、我々はいわゆる民間の土地取引と違いますので、生活保障という観点でやりますので、向こうさんからその生活保障の枠を飛び越えた要求をされても、それはかなえてあげられないということがございますので、辛抱強く、ちょっとでも光が見えたらそこへ全力を注ぐということでやっております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）確認になるかもしれませんが、工期が21年3月13日までということで、冒頭、課長からの説明で分離発注ということがあったと思うんですけれども、残った工事、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、表層工と電気工事と言われました

か。それで、これは土木工事が終わったら、残りはアスファルト表層工だと思うんですけども、当然済まさないといけないんですけども、平成20年度内に工事は終わらす工程なのか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）もちろん、分離発注しますので、それに間に合うように工事発注をして、舗装工に入ってすぐ電気工に入るという形で20年度中に完了するというところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。崎本議員。

○12番（崎本）私が再々申し上げているか、申し上げていないかわかりませんが、今、桑原さんが言われたように、いろいろな問題が起きる可能性がありますので、私は、県なんかでずっとやっておられますが、入札前にどうせ積算をやっておられますから、積算書の提出をお願いして、それから入札されたら、何かの間違いがあったときにでもそれが証拠になるし、うちはこういうふうにやっていますという正確さも出てくるから、やっぱり私はこの入札の前に、どうせ積算しておられるんじゃないから、その書類の提出を求められたら一番適当だと思いますが、その考えはありますか、ないですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今、崎本議員が言われましたことは前回の6月議会のときにも言われたものでございます。これにつきましては、そのときにもご答弁させていただきましたが、今、入札制度についていろいろ見直しを行っております。ここらあたりにつきましては県等の事例を研究させていただいて、今回の見直しの中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）図面2のところ、東広バイパスとタッチするところの部分に関して、ここは、今3件あると言われましたその地権者の人の持ち分であるかどうか、もしなければ、ここが実際に工事が入っていないということに見えるんですが、その点、よろしく願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）先ほど部長が説明しました白地のところの真ん中のところが兄弟の3名の方ということで、タッチ部分のところはまた違う方の所有で、現在契約の方ももう少しというところまで来ていますけれども、これを待っておりますと今の工事

ができないということなので、とりあえずそれは置いておいて今回工事を発注させていただくということです。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、第43号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第43号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬の名称を明確化する等のため、関係条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第43号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。資料3の「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表」でご説明しますので、資料3をご覧ください。改正の理由としましては、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の名称が明確にされたこと等に伴うものでございます。第1条は、海田町議会政務調査費の交付に関する条例の第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改めるものでございます。第2条は、海田町特別職報酬等審議会条例の第2条中「議会議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に、「第100条第13項」を「第100条第14項」に改めるものでございます。第3条は、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の題名を議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例に改め、第1条中「(以下「議員」という。)の報酬」を「の議員報酬」に改め、第2条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条中「議員の報酬(以下「報酬」という。)」を「議員報酬」に改め、第3条及び第5条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改め、第6条中「議員の報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。この条例の施行期日は公布の日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長(原田)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○3番(三宅)ここは言葉だけなんですけれども、「議員の報酬」という言い方と「議員報酬」、それがほとんどというか、多いんですけれども、「議員の報酬」という言い方と「議員報酬」とを連ねた場合、どういうニュアンスが違うんですか。そこをお聞きします。

○議長(原田)総務課長。

○総務課長(植野)こちらは地方自治法の203条の中で「報酬」という項目があるんですが、この中には非常勤特別職、他の委員等の報酬も一緒に議員の報酬と同じような形で定義されておりましたので、それを分けるために議員報酬という形にさせていただきました。

○議長(原田)ほかに質疑はございませんか。桑原克之議員。

○7番(桑原克之)法令用語の勉強みたいで申し訳ないんですけども、結局「議会議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」、「の」と「議員」が入ったんですよね。基本的には皆それでずっといっているわけです。それを今、三宅さんがおっしゃったような、「の」と「議員」が入ってどういう意味が……。何か今まであったから、解釈上誤解を招くからこのようにしたのか。改正の形はどうでもいいんです。なぜそういうふうにしたのかということが知りたいわけ。どうですか。わからなければ結構です。

○議長(原田)総務部長。

○総務部長(園山)これは、本町の条例も地方自治法を引用しておりますので、その定義に従って引用を変えたものでございますが、その内容は変わるところはございませんけれども、議員の報酬をほかの非常勤特別職と分けて明確に定義づけされた、それが今回の改正の趣旨でございます。

○議長(原田)ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第44号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。広島県市町職員退職手当組合と広島県市町公務災害補償組合の統合による組合条例の改正等のため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第44号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料4の「公益法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表」でご説明いたしますので、資料4をご覧ください。改正理由としましては、海田町土地開発公社が解散したこと及び広島県市町職員退職手当組合が広島県市町公務災害補償組合と統合したことにより名称変更を行ったこと、また、根拠法の改正によるものでございます。改正内容は、題名の「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、第1条中の「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、第2条第1項第3号「海田町土地開発公社」を削り、同条第1項第4号を第3号に改め、第7条中の「広島県市町職員退職手当組合退職手当支給条例」を「広島県市町総合事務組合退職手当支給条例」に改めるものでございます。この条例の施行期日は公布の日からでございますが、題名及び第1条については平成20年12月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）これも同じように、「的」が入ったというのでどう違うんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今までの法人の設立の根拠が民法の第34条によりまして行われておりました。これは公益法人について規定しておりましたが、これが公益法人の明確化が行われまして、公益法人を一般法人と区別することになりまして、そのため、今まで従前公益法人に含まれていたものの中で公益法人に該当しなくなったものにつきまして一般法人ということになりましたので、それを包括するために「的」が入っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第45号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第45号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部を改正することに伴い、寄附金税制の見直しを図るなど、制度改正を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、第45号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。条例の改正内容を説明するに当たりまして、平成20年度税制改正が大規模な改正事項が並ぶこととなり、改正事項が多岐にわたっていること、条文整備などの改正が多いことから、それぞれの逐条の内容や施行期日につきましては資料6の「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」をご参照いただきまして、個々の逐条解説に代えまして主な改正点を資料7により説明いたしますので、資料7のご用意を

お願いいたします。このたびの主な改正内容でございますが、個人住民税における寄附金税制の拡充と公的年金からの特別徴収制度の導入の２点でございます。なお、これより後の説明は、寄附金控除の制度をわかりやすくするため、個人町民税と県民税をあわせた住民税所得割の寄附金控除について説明してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、住民税における寄附金税制の拡充について説明いたします。今回の寄附金税制の改正では、都道府県・市区町村の寄附金控除が大幅に拡大され、ふるさとに貢献したい、あるいはふるさとを応援したいという寄附者の思いを活かすことのできる仕組みを構築したものでございます。改正内容の１点目は、所得税とあわせて寄附金から5,000円を引いた額を適用対象寄附金額とし、住民税の所得割の１割程度まで全額が控除される仕組みを構築したものでございます。２点目の対象ですが、都道府県・市区町村への寄附であれば寄附が可能で、出身地、過去の居住地などに限定されておりません。３点目の適用の時期ですが、平成20年１月１日以降に行われた寄附から適用開始となり、控除されるのは翌年度分の住民税からでございます。４点目でございますが、控除を受けるためには確定申告による申告が必要となっております。

次に、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しについて、改正前と改正後をまとめておりますので、これを説明いたします。これまでの所得控除方式を税額控除方式とするものです。なお、所得控除方式とは税率を掛ける前に収入から控除する方法であり、税額控除方式とは課税所得に税率を掛けた後控除する方式でございます。次に、控除率ですが、これまでは適用対象寄附金に税率10%を乗じた額が軽減されておりましたが、改正では改正前の①に加えて②の特例控除を新たに創設しております。また、控除対象限度額ですが、これまでは総所得金額等の25%とされておりましたが、これを30%に引き上げるものでございます。さらに、適用下限額も10万円から5,000円へと大幅に引き下げられております。

２ページをお願いします。少しわかりにくい点もあったかと思いますが、具体的な計算方法について説明いたします。この例は、給与収入が700万円で夫婦・子２人、うち１人が特定扶養の対象となっている世帯でございます。都道府県・市町村に４万円を寄附された場合の計算例でございます。計算方法ですが、まず、寄附金から①の適用下限額である5,000円を引きます。この額が寄附控除対象で３万5,000円となります。次に②で

すが、住民税の基礎控除額を1で求めた寄附控除対象額に10%を乗じて求めます。なお、内容ですが、このうちの、条例にあります6%が町民税、4%が県民税になるものでございます。続いて、③の所得税の税率軽減額を寄附控除対象の3万5,000円に10%を乗じて求めます。なお、この10%は、左側の表を見ていただきますと、このケースは年収が700万円でございますので、おおむね780万円までの欄に該当し、所得税の控除率が10%になっておりますので、この率を適用したものでございます。次に、④ですが、90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引いたものが特例控除率として求めてまいります。次に、⑤ですが、寄附控除対象の3万5,000円に④で求めた率80%を乗じて特例控除額を求めます。ここで特例控除額は住民税所得割の1割が限度となっておりますが、このケースでは右上に住民税所得割額が29万3,500円となっておりますので、限度額は2万9,350円となります。求めた額は2万8,000円ですので、限度額の範囲内となっておりますので、住民税の特例控除額は2万8,000円となります。したがって、住民税の控除額は②の基礎控除額3,500円と⑤の特例控除額2万8,000円の合計額3万1,500円となります。この内訳ですが、5分の3が町民税分で1万8,900円となります。残りの5分の2が県民税分で1万2,600円となります。また、所得税の控除額は3,500円ですので、軽減額合計は3万5,000円となります。

3ページをお願いいたします。この図は地方公共団体に対する寄附金の控除をイメージしたもので、所得税による軽減と住民税による軽減をあわせた全体のイメージをあらわしております。例えば所得税の課税所得金額が330万円以上695万円未満の納税者の場合、特例控除率は100%から寄附金控除の基本控除額10%と所得税による軽減20%を引いた70%が特例控除率になるものでございます。

4ページをお願いします。次に、主な改正点の2点目、個人住民税における公的年金の特別徴収制度の導入について説明します。平成20年度の地方税法の一部改正において、個人住民税においても公的年金からの特別徴収制度が導入されることになりました。対象者は65歳以上の公的年金等の受給者で、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受けている者とされております。ただし、当該年度の老齢基礎年金が18万円未満である者などは特別徴収等の対象から除外されることとなっております。次に、徴収する税額と徴収方法ですが、公的年金等に係る所得割額と均等割額を年6回の年金支給の都度特別徴収することになっております。なお、給与所得などに係る所得割額等は別途徴収することになっておりますので、年金所得にかかる個人住民税を公的年金から特別徴収する



ことになります。次に、特別徴収義務者は社会保険庁などがございます。対象年金は老齢基礎年金等でございます。また、特別徴収の事務処理ですが、社会保険庁などの特別徴収義務者は年金受給者の情報を経由機関を通じて市町村へ通知することになっております。また、特別徴収の実施及び市町村への納入をしなければならないことになっております。一方、市町村は特別徴収対象者及び特別徴収税額を決定し、経由機関を通じて社会保険庁などに特別徴収の実施を通知いたします。また、特別徴収対象者に特別徴収税額を通知してまいります。実施時期ですが、21年の10月支払い分から実施することになっております。

5 ページをお願いいたします。特別徴収の対象税額と徴収方法について説明いたします。特別徴収を開始する年度における徴収ですが、6月と8月は従前どおり普通徴収で行い、対象税額は年度前半分として各期は年税額の4分の1、年度後半は年金支給月である10月、12月、2月が特別徴収となり、各期の税額は年税額の6分の1となります。また、下段の表は2年目以降の特別徴収の時期と対象税額を示しております。納期は6回で、年度前半の4月、6月、8月は仮徴収となり、各期の税額は前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の3分の1ずつを、また、年度後半の10月、12月、2月は本徴収で、各期の税額は年税額から仮徴収をした額を控除した額の3分の1を特別徴収することになっております。以上、主な改正点について説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。応分の負担という、義務を果たすという意味から、今回、年金からの徴収の方法の改正点が出てきているわけですがけれども、後期高齢者医療制度のスタートのときにあまりに徹底がなされていなくていろいろ混乱を生じたという経緯がある中で、実施時期が来年の10月ですがけれども、10月までに対象の方に対してどのような方法で周知徹底をなされていくんでしょうか。

2点目は、そのときに、難しいでしょうけれども、もう1点はその周知徹底の件と、今度、始まる前には、その天引きされる金額、それをどのような方法で対象者に通知をなさる予定にされていますでしょうか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）年金特徴が始まるということにつきましてはできるだけ早い時期に皆様に、全員の方にわかるように広報とホームページ等に載せていきたいと思っております。

また、個別の対応につきましては、当然納税通知書というか、幾ら幾らになりますよという通知を送る時期が来ます。そのときにまたその説明文書を個別に入れていきたいというふうに思っています。また、税額につきましてはあくまでも確定申告が終わらないとその年の住民税というのはわかってきません。そのために、事前に額をお知らせすることは無理なものですから、個別の通知は個別に出していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）でも、税額が決まりますと、今は切符で通帳から引き落としの方もいらっしゃるんですけども、切符の場合はあらかじめ参りますよね、どれだけ引きますよという。そういった形での、税額が決まったときに個人に、偶数月ですけども、何月はどれだけ天引きをされますよという通知は出されていく方向なのか、それはもう出さなくて、気がついたら大事な年金から引かれていたという方向性になるのか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）納税通知書というのは義務ですので、当然出さなきゃいけません。その代わり、口座引き落としと同じ作用になりますので、納付書が要らなくなります。ですから、今までは額の通知分と実際に払える分の納付書ですね、切符ですけども、入っていましたが、切符の部分が入らなくなるだけの話です。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）1点目の件なんですけれども、私は今おっしゃっただけでは対象者に対して周知徹底は難しい問題だと思うんです。恐らくこれはいろいろな反響があって、マスコミが随分、天引きはけしからんという問題でそれぞれが特番を組むという予測はできるわけですけども、行政の責任として、より多くの、本当を言ったら全員に周知徹底をできるような方向でお知らせを配布していただきたいんですけれども、その点はどのようにお考えになっていますか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）全世帯に配布するということは経費の面で大変コストがかかりますから、先ほど言いましたように、広報とかインターネットに載せます。個別のものについては個別に通知します。先ほども言いましたけれども、ご案内のように、65歳以上の方については公的年金控除が120万円、ですから、必ずしも年金をいただいている方がすべてかかるというわけではありませんので、例えば六千何人おいでになる中で恐らく千

六、七百人ぐらいの方が該当するのかなという感じではおりますけれども、実際に関係ある人は個別に当然ながら送りますし、その前にこういう税制度といいますか、年金特徴という制度が始まったということにつきましては当然早目早目に皆様に知らせていって、こういう制度が始まりましたよ、かかる人はこういう人ですよ、対象はこうですよという話、納期の話も含めて広報活動をしていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今説明を聞くと、年金から引くのに、より効率で何か美化をしておるような、そういう答弁が返ってくるんですが、確かに国民の3つの義務の中の1つで、税を払わなければならないけれども、しかし、この議案を見ますと、65歳を超えると介護保険に医療保険、75歳以上は後期高齢者医療、そして今回の住民税あるいはまた所得税というような、すべてのものを年金から引く。これは、さっき国民の義務だと言われておりますけれども、年金の支給額をあいまいにして、消えた年金で今明確でない。しかも、減額もしておるところもあるわけですから、天引きで強制するこの姿、全く国民や町民、住民に対して、弱い人の立場をどんどんいじめていく、このように思うんです。私は強くこの問題を抗議するわけですが、どうしても払われないという場合について減免とか分納の場合はどうするのか、これがまず1つ。

それから、先ほどふるさと納税の問題で寄附金の税額控除という説明がありましたけれども、私はごっちゃになっておるかもわかりませんが、所得税の問題についていろんな控除があるわけですね。雑損であるとか医療とか社会保険とか生命保険とか地震とかいうもの、あるいは寄附金、この問題と、この表に出されておる195万円以下は85%というのがありましたけれども、これをどのように扱うのか、お尋ねするわけです。

それから、地方公共団体に対する寄附の見直しというのがありました。例えば社協であるとか他の福祉団体、これらはどのように扱われているのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）今回の年金からの特別徴収の意味合いは、もともと納税者の方が納付書を利用して銀行なり海田の役場に来ていただく手間を省いていこうと。その結果、行政側にとりましてもそういった事務が簡単に行われて経費の節減になるということがありまして、このような制度になったものでございます。分納しておられるような所得の低い方にとって取るのかという質問であったと思いますけれども、先ほども申しましたように、65歳以上の年金の控除分が120万円、一般的に老齢基礎年金は79万2,100円で

はないかと思いますが、したがって、いわゆる国民年金だけをもっておられる方は住民税はかかりませんし、ですから、かかるのは均等割がありますけれども、均等割がかかるのは120万円プラス31万5,000円ですから、151万5,000円ぐらい以上の方でないと住民税はもともとかかりませんので、年金だけ、要するに老齢基礎年金だけで暮らしておられる方から特徴という天引きをするものではありませんし、もともと、さっき言いましたように、住民税の部分である均等割すらかかりませんので、そういう懸念はないのであらうと思います。

2点目の85%の意味がわかりませんでしたので、恐れ入りますが、もう1度趣旨を教えてください。

それから、3点目の社会福祉法人等の寄附はどうなるかという質問ですが、実は今回の地方税法の中で、各市町が指定した団体については寄附金控除ができるように地方税法上なっております。ただし、今回指定しておりませんのは、国にはたくさんの寄附金控除があります。ですから、所得税法を見られたら、かなりの団体がその受け皿となって寄附金控除が受けられるんですが、その指定された中で海田町がこの団体は控除の対象になるというふうに判断した場合は、その団体を条例に上げて、それを控除することが可能になっております。その場合、現在、住民税の関係もありますので、県と一体的に動くことが好ましいわけですが、県は現在のところ、それを当てておりません。ですから、もしやるとすれば、そういう団体が出てきた場合に、県と打ち合わせて、それを列举式でその団体を掲げていくことにならうと思います。仮に海田町だけが減免の対象とし、県が対象としない場合は、先ほどは10%控除の話をしてまいりましたが、そのうちの町税分、6割部分だけの控除が可能になって、県が控除の対象に指定しない場合は4割分は控除の対象とはならないということになっております。

恐れ入りますが、2点目の質問要旨がよくわかりませんでしたので、お願いします。

○議長（原田）佐中議員、お願いします。カウントしません。

○15番（佐中）本文の10ページにある表なんです、私が言うのは。これと控除の問題で、通常、雑損控除であるとか、医療であるとか、地震とか、障害者、寡婦、勤労というのが、所得税の減税のときにはこれらが全部適用されるんですね。町の例規集の中にもこのことがうたってあるんですが、この関係はどうなるんですかというのを尋ねたんです。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）新旧といいますか、参考の3ページにある6段階の5パーから40パ

一に至る累進課税との関係を指しておられるのか、よくわかりませんが、所得税の方は今までどおり変わっていませんで、変わっているのは、例えば日赤とか共同募金とかとあわせて海田町にも寄附された場合には、今までは国税の所得税は30%が限度だったのが40%に上がったというのが所得税側の変更です。地方税法側からしますと、10万円であったものが5,000円ですから、今までは10万円以下は寄附の控除の対象にならなかった。それで大きく5,000円まで下がったので、この事例にもあるように、四、五万、所得によるんですが、例えば4万円を寄附された場合でも実際には3万5,000円返ってきますので、本人にとってみれば5,000円だけ寄附したことになります。ですから、この制度そのものはふるさとに薄く広く募集をかけるような格好にはなっています。お尋ねの所得税の方は今までどおり所得控除です。地方税の方は所得税の控除方式であったのを、税額ですから、後から引く分の方式に変えただけの話であって、だから、本来の人的控除部分とか、そういうのとか、場合によったら政党寄附金は町の方には認められませんので、所得税法の方では認めておられます。ただし、公職選挙法で言われている届け出等が必要というふうに所得税では書いておりますけれども、それぐらいの違いがあるだけの話でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ようわからん。今の控除の問題で、この表から見て私が懸念をするのは、例えば災害が起きたとか、あるいはそれ以外に何があるかな、火災も地震もそうじゃけれども、そういう場合にこれが全部適用されて今までより悪化するのではないかという懸念をしたわけです。だから、今言ういろんな控除もこの中に適用して、推移がどうなっていくのかというのが知りたかったわけなので、それがまず1点、答えられたら教えてください。

それからもう一つは、特別徴収の問題で、我々から見れば、消えた年金とか、計算ミスなのに、そこから税収として、あるいは使用料として、あるいは納付、保険料とか、全部取っていく。生活に大きく響いてくるというのが全体に私は物すごく心配するわけです。全体のそういう中から。なぜ普通徴収でできないのか。法律で決まったからこれ押しつけるというのはおたくらの考えでしょうが、しかし、そうでなくて、普通徴収でこの年金の問題が、消えた年金とか計算ミスの年金が解決して初めてこれをやっていると私は思うんです。ここを国の段階で全くそれを解決しようとしらない方向でこんなことをやったら、我々の生活は全く成り立っていかないような、まさに収奪ですよ。こ

ここに私は疑問を持っておるんです。法律で決まったから、それじゃ、皆さんそれを適用しますよと。だから、私がこの間から厳しく言うように、地方自治のそういうみんなの立場に立った政治をやれというのがここにあったわけですがけれども、全く特別徴収で無理やり引いていくという、このやり方に問題があるというふうに私は思うんですがね。なぜ普通徴収できないのか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、1点目の今後の傾向というのですが、今回のものそのものはもともとふるさと納税という制度を考えていく中でどういう方法が一番税法上公平であるかということに基づいて考慮された結果、こういう方向に向かっている。つまり、まず地方都市によって、寄附を受ける方が多い団体と、寄附が出ていく団体、受け取る方が多いのか、出ていく方が多いのか、そこらがあるので、ある一定限度、例えば特例分については1割の上限を設けて、なるべく地方財源に影響を受けないようにしながら、かといって、寄附者の気持ちを快く受け入れる制度はないかということで考えられた制度ですから、もともとふるさと納税という言葉そのものがおかしくはあるんですが、その意味で我々は寄附控除の拡充という言い方をしましたのはそういう意味でございます。また、特例加算分の中身の話とごっちゃになって混乱しておられるのかもしれませんがけれども、要するに二重に控除されるという懸念がありますので、例えば改正の3ページのところの中の90%から50%と書いてありますけれども、その部分に違和感があるのかと思いますけれども、その中の話が今回特例控除額ということで入ってきたということでございますので、その分と一般の控除の関係とは切り離してお考えいただければと思います。

それから、2番目ですが、消えた年金の話をおっしゃっておりますけれども、それは消えた年金は消えた年金でちゃんと整理しなきゃいけないんだろうと思いますが、少なくとも消えた年金は所得にも上がってまいりませんので、税額の控除のときには矛盾がある。ですから、消えた年金は所得の対象にはなりませんので、その部分については税金はかかりませんので、その点よろしくをお願いします。

それと、もう1点忘れておりました。普通徴収にできないのかという話ですがけれども、先ほど言いました分に尽きるわけです。尽きるといいますのは、1点目は納税者側の利便、それから、行政側からすれば経費の節減にもつながるということで、両方にとって一番いい方法ではないかと。もともと、先ほど来言っていますけれども、実際には年金

控除というのはかなりの高い経費が入っていますので、恐らくといいますか、少なくとも例えば共済なら共済、厚生年金なら厚生年金とかみ合わせて、額がある一定額以上にならないとかかりませんので、その点を踏まえて特別徴収になったということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）納税の義務は十分理解しておるんです。だけれども、特別徴収でもうみんなの手に渡るまでに全部引いてしまうと。さっき言うた介護から医療から、75歳は後期高齢者じゃ。前期高齢者もそうじゃ。それから、今言う住民税、所得税もそうなるじゃろうよ。そうすると、我々の生活が物すごい圧迫されるんよね。だから、私が言うように、本当にあなた方は町民や住民のことを考えるのであれば、特別徴収じゃなくて、納税者が銀行から天引きをしてください、これを申し出たらそれで引く、これが一番親切だと思うんよ。これを初めから、人の生活も全く考えないで全部引いて残りで生活しなさいというのは過酷ではないかというのが私が一番強調したいところなんです。それがなぜできんのかというのをもう一遍お尋ねします。特別徴収は非常に生活に大きく影響する。だから、本人が申し出て、銀行なりどこなりへ行って、税金を天引きしてくださいと、こういう方式がなぜとれんのかということをお尋ねします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）私どもに聞かれても、法律を守っていく立場にある我々とすれば、地方税法で決まった以上はそれを遵守していくしかないというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。まず、ふるさと納税のことなんですけれども、この説明には出身の、以前見たときは、例えば海田町でないところに納税するわけですよ。そのときには出身の小学校とか中学校を出た県でないとかだめだというふうにあったんですけれども、これはどうなのかということと、今の年金から住民税を引く問題なんですけれども、年金は皆さん方ずっと掛けてこられるんですよ。以前掛けた年金に対して、それを今度4月30日に多分改正になったと思うんです。4月30日からガソリン税の税率が復活したときと同じ日にこの法律が通ったということなんですけれども、それで、人の財産に対して途中からこういうふうな税法で無理やり特別徴収で引くということは、これは財産権を侵すことになるんじゃないかということと、海田町で今、よくわからなかったんですけれども、実際に特別徴収をされる方が何人おられるかということと、もう

1点、これは取る側から言われたら物すごく効率がいいわけですよ。それで、全国の市町村会は年金から取ってくれというふうなことを要望されておったらしいんですけども、町村会としてはどういうふうな要望を町長がしておったかどうかということ。

それと、2年後に、今の徴収義務者は社会保険庁になっておるんですけども、社会保険庁は解体して民間の日本年金機構ですか、それに移っていくわけなんですけれども、そのときに民間の企業にこういうふうな徴収をさせて大丈夫かという疑念があると思うんですけども、その辺はどういうふうになっていますか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、出身地の区切りの部分には、私が最初に説明の中で申し上げましたように、出身地のいかんとか、小学校はどこを卒業したかという話はありませんので、どこの都道府県及び市区町村にされても結構でございます。

それから、財産の侵害ではないかというあれですが、もともと給与であっても、例えば差し押さえなんかでもいい例ですけども、普通預金があった場合には我々は差し押さえもやりますし、財産権というのは憲法上の財産権のことと思いますけれども、本来の払うべきものを先にいただくという話であって、あるものから引かせてもらうという話ですので、これとは違う話であろうと思います。

また、町村会の要望はあったかという話ですが、ちょっと私はそこまでは知っておりませんが、ここは確認できておりません。

それから、年金特徴の人数ですけども、今、調査で上がっているのは1,700人くらいではなかろうかというものです。ただし、実はこれは実際に今回の補正でも上げさせていただいておりますけれども、そういったシステムを構築し、1月に社会保険庁から電子データベースで送信されているものをチェックしてみないと正確な数値はわからないという状況でございます。

引き継ぎの件ですけども、ここらはややこしい話なんですけれども、恐らく円滑にいくものと我々は信じておりますし、そうなるものと思っています。今後はどんどん税の電子化が進んでまいります。やりとりもかなり厳重な保持の中でデータ処理が行われていくものと考えております。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）町村会にはそういう問題は上がっておりませんでした。

○議長（原田）岡田議員。



○ 4 番（岡田）ここの特別徴収義務者で社会保険庁等と書いてあるんですが、この「等」というのはやっぱりそういうふうな、日本年金機構に移った場合のことを含んでおるのか。それともう一つは、対象年金で老齢基礎年金等、これも老齢基礎年金以外に例えば海田町でそういうふうなほかの年金の人で該当される年金の種類ですか、そういうのがあるのか、ないのか、お伺いします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）年金の種類といいますのはかなりあります。例えば一般的に下の 1 層目に相当する年金が老齢基礎年金です。我々のような地方公務員共済というのがその上に乗っていつているのが現在です。その改正が行われたのが昭和 60 年の改正によって 2 段階になったんですが、それより以前の方は例えば共済だけとか船員組合、教職員…。ちょっと長いんですが、私立の先生たちの組合というふうに、たくさんあります。その中で、実はこれは大変難しい問題なんですが、順序がきっちり決まっています。ですから、共済年金と国民年金をもらっていた場合は共済年金の方が当然多いんです。多いですけども、老齢基礎年金からまず取ります。ですから、それから引くんです。先ほど来住民税の分が出てまいりましたけれども、例えば国民年金の老齢基礎年金が 79 万幾らあって、共済が 200 万ぐらいあったら、全体とすれば年金は 300 万ぐらいある、こういう方についてかかっていくわけですけども、そういう意味で、「など」と書いているのは 1 番手、最優先に引かれるべきものが書いてあります。ですから、それ以外に言えと言われれば資料を出しますけれども、たくさんありますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）岡田議員。

○ 4 番（岡田）そのたくさんある中で、全部がこの特別徴収の範囲の中になるわけじゃないと思うんですけども、例えば老齢基礎年金以外のいろんな方ですね、そういうふうな方が、人数が少ないのか多いのかというのはわかると思うんですけども、実際に今度来年の 10 月から引かれるわけですね。そのときに、今回そのようなシステムの更新の補正予算が出ていますよね。そういうようなときに何らかの人数というのは把握されておると思うんですけども、その人数がどれぐらいおられるのかというのを教えてもらいたいんですけども。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）年金の種類ごとに何人という話はわかりませんが、先ほど来言っておりますように、要するに老齢基礎年金部分からの控除の対象であろうと思われ

る方が約1,700人ぐらいおいでになりますよと。例えば共済の中だけ、要するに古い制度だけで年金をもらっておられる方が何人おられるかという把握はしておりません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）トーンダウンして申し訳ないんだけど、一応こっちの方の10ページ、ここに出ている条文以外に関係条文を読めばわかることがあるかもしれませんけれども、ここに書かれたことで質問させていただきます。（2）の社会福祉法云々と書いてあるでしょう。それで、ここに共同募金と書いてあって、または日本赤十字社に対する寄附金とかと書いてあるわけです。それで、例を申します。例えば香典返しで寄附する場合、社会福祉法113条の共同募金ではないわけね。そうすると、これは日赤の方しかできないということなのかどうか、それが1つ。

それから、細かい話なんですけど、その下の方に、これは税法すべてに書かれているのかどうか知りませんが、ゼロ以上という表現とか、ゼロを下回るとかって、ゼロを含むような表現が随分出ているんですよね。それは税法上厳密を期する意味で言っているものなのか、意味があるものなのか。

それから、13ページ、年金所得のことを今いろいろご質問がありましたけれども、その主な改正点の中の4ページにいろいろまとめて書いていただいているわけです。これは私も年金生活者だから。結論だけでいいんです。18万未満は除くよと言っているね。それから、年6回の年金支給の都度特別徴収すると。それで、結局税率がどうなるか、各個人でやらないとわからないのかどうか。上がるのか、下がるのか。そういう結論が欲しいんです。いっぱい書かれて、これはゆっくり見てみないとわからないですよ、幾ら説明されても。だから、端的に言って、個人的に皆違うんだから、あれだよと。基本的には18万円以下はあれだよとか、年6回はどうだよというのが書かれてあります。だけど、上がるのか、下がるのかということが皆知りたいわけ。それは個々に皆違うよというならそれで結構ですから、結論をお願いします。

それと、17ページ、上場株式等に係る配当所得に対する云々というのがあるんです。これも随分書いてあります。書いてあるんだけど、証券会社に預託しているもの、これはご承知のように、所得税から何から皆引かれますよ。それは今回のこの改正に関係があるのかどうか。いや、それは今までどおりで関係ないといえ、そういう結論。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、10ページに関するものですが、地方税法上で認めてお

ります寄附金の控除の中は、先ほど所得税の中にはたくさんあるんですよという話をしました。ただし、地方公共団体に寄附をして控除を受けることができるのは、日赤、共同募金、地方公共団体の3つです。その中の日赤とか共同募金とかと書いてあるのが今おっしゃった中身です。例えば香典返しをするのに社会福祉協議会の方に寄附された、これは先ほど言いました日赤でも共同募金でもありませんし、地方公共団体の寄附でもありませんので、寄附金控除の対象とはなりませんので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目、ゼロの意味ですが、先ほどの表の中で特例控除のところに関係してまいります。なぜかといいますと、住民税の所得割の1割相当額を上限額とするという表現があったと思いますが、そこの中に、実はゼロというのは、所得税と住民税には控除の差があります。例えば基礎控除は、所得税は38万円であるのに対して地方税は33万円ですから、その時点で5万円違います。つまり、この差というのは人的控除の差が影響があるというのは、所得税はかからないけれども、住民税はかかるケースが出てくるんです。それは人的控除の差、例えば夫婦・子2人、そのうち1人が例の16歳から23歳未満の方がおった場合は、人的控除の差は33万円の差が出てきます。そういうふうに、だから、人によって、人的控除の差によってゼロより上に行ったり下に行ったりします。つまり、所得税がかかるぎりぎりの人とかからん人、そこらの扱いのことを書いてあります。それはそういう意味です。

それから、今回の分で上がるのか、下がるのかという話でございますが、今回の話は寄附金の話であって、住民税の税率の改正を行うものではありませんので、上がるとか下がるとかという話ではありません。

それから、上場株式の話ですが、株をお持ちの方には関係がございまして、今後、本来の税率が20%であったものが、景気浮揚策という関係で10%に落ちていました。それをまた再び20%に戻してまいります。ただし、配当について100万円未満の方、あるいは株式の譲渡で500万円未満の方は2年間に限り従来の税率で激変緩和を図りますよという意味のことが書いてあります。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。住吉議員。

○14番（住吉）ちょうどいい機会ですから、質問いたします。こういう方はやはり町内にたくさんおられると思うんですが、私はそれに該当するんですが、例えば防衛庁共済年金、それから、二束のわらじを履いて銀行の顧問ということでおったんです、15年間。厚生年金をもらっておるんです。共済年金、厚生年金。そのほかに小さな年金をもらっ

ている。しかし、おれは議会の年金ももらうという。その中で今、高齢者老齢年金の掛け金と、それから介護保険の掛け金をあわせて取られておるものが、さっき岡田君の質問にちょっと答えられたかなと思うんだけど、よくわからなかった。引いておるのは勝手に厚生年金から引いておるんです、今。それは額が結構多いんです。公的年金というか、防衛庁共済年金の方が多いんだけど、厚生年金の方から引いておる。半分ぐらいは年金を取られておる。なぜ勝手にそうなるのかということと、将来は、今の町民税とか何かいろんなものを引きよると足らんようになりやせんかということもある。それがわかれば。

○議長（原田）今、質疑の中身が当議題と離れて行って、ご自身のお話で、言葉を変えて言ってもらったら答えられると思う。答えられますか。次長。

○総務部次長（朝倉）ご質問の趣旨は、たくさんの税であったりそういうものが、住民税も引かれたら実は、先ほど言いましたように、普通で言えば79万を超えてしまった場合にはそれ以上は引かないことになっていますので。先ほどの質問の中にあった所得税の源泉徴収については、それは仕方のないことです。ですから、それでもし過不足等があるようであれば、当然ながら確定申告をし、取られ過ぎの部分であったら、国の方、所得税の方で取られるんですが、それを調整していただきたい。ですから、あくまでも国民健康保険の特徴とは違う点は、2分の1という話が実はなかったんです。ですから、満額いけるところまでいきますけれども、満額を超えることはできませんので、そこまでの年金特徴はさせていただくということになります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。  
佐中議員。

○15番（佐中）議案の中身が長かったので、長い反対討論をいたします。第45号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

地方税法が自民・公明与党などで改正され、可決されれば、来年から住民税も年金天引きであります。介護保険料に後期高齢者医療保険料、国保税と、考えられるものは皆年金天引きになる。年金とは何だろうか。老後の暮らしを支えるものではないのか。政

府の都合で先に引いてしまって、残りで暮らせ。待っているのは暮らしの我慢だけです。私は率直にこのように思います。

この議案は、公的年金から住民税を普通徴収から特別徴収に切りかえるものと寄附金控除の問題がございます。個人の65歳以上の方々から住民税が対象であります。一部には同感するところもありますけれども、しかし、問答無用で税を集めるのは生存権の侵害であります。保険料を年金から天引きする特別徴収とありますが、これが始まりましたのは2000年10月からの介護保険料徴収であります。それから8年、今度は75歳からすべての後期高齢者の後期高齢者医療保険料徴収、原則年金から天引きをする。そして、これに便乗するかのように国民健康保険税の年金天引きも始まる。当初、介護保険料が天引きされる年金は老齢退職年金しか天引きされませんでした、課税対象でない障害年金、遺族年金は公租公課が禁止されているため、天引きできなかったのであります。ところが、2006年の介護保険の改悪で、障害年金、遺族年金からも天引きをする、こういうふうに拡大され、事実上すべての年金から天引きが可能になりました。そして今回、後期高齢者医療でもこれに倣って事実上すべての年金から天引きという形になっております。さらに、地方税法が改悪をされ、住民税も同じく年金から天引きということになりますので、日本の高齢者は年金もまともにもらえないのに、65歳を超えると介護保険料、医療保険料、75歳から後期高齢者医療、そして住民税、所得税すべてのものを年金から収奪という、世界の国の中でもまれに見る年金収奪国家にさま変わりをする、こういうことではないかと思えます。

1つは払い方の問題ではありますけれども、年金天引きというのは主権者の意思を全く無視した制度であるという点であります。本人の届け出は事前の申請も全く不要で、一方的に天引きされる。町民の意思を全く無視し、一方的に年金から保険料を取り上げること、これが第1の問題であります。2つ目には、老後の唯一の生活の糧である年金から勝手に税や保険料を天引きすることによる生存権の侵害であります。天引きできる年金額の最低のラインについても、最低生活費、すなわち生活保護基準をはるかに下回る月額1万5,000円、年額18万円の年金があれば天引きをされる、こういう制度であります。これは政府ラインにおける議論の過程がありまして、当初は老齢基礎年金の6万円にしようとか、いや、3万円にしようとか、こういった案がありましたが、最終的に地方の側の年金受給者の8割以上をカバーできるラインということで1万5,000円に落ちついたという経過があります。これがそのまま後期高齢者医療保険や国民健康保険に引

き継がれている、こういう点も大きな問題だと思います。政府はこの年金天引き制度について、本人がわざわざ金融機関に出向いて払わなくてもいいと、いかにも高齢者本人の利便のためにやるようなことを言うておりますけれども、しかし、これは全くのごまかしで、利便性を考えるのならば、口座自動引き落としで事足りるわけであります。さらに、年金天引きは、役所の側からすると徴収にかかるコストがかからない、したがって、コストがかからないということは住民の負担が増えない、したがって住民のためになるという、風吹けばおけ屋がもうかる式のこういった議論であります。後期高齢者医療保険料、国保税、介護保険料と住民税、これらの保険料を合わせて年金の2分の1を超えない限り天引きをすることにしております。これは逆に言えば、年金の半分までは保険料として天引きできるということで、とんでもない収奪であります。

さらに、この年金天引きの本当の恐ろしさは、過酷強制徴収の最たるものであります、これは当然役所の側から言いますと、何の苦労もなく徴収できて当たり前、どんなに高い保険料でも払うのが当たり前という感覚になってまいります。介護保険料は全国平均で98%の高徴収率を誇っておりますけれども、そうなりますと、わざわざ減免をしてまでも払ってもらおうという必要性は全く感じなくなるわけであります。技術的にも、徴収猶予とか分納についてほとんど必要ない、減免もほとんどできなくなるという危険性があります。そして、そうやって多くの方が強制的に徴収されているから、滞納者に対しては公平を期すとして思い切り厳しい制裁措置を科す、これが介護保険料における滞納対策や制裁措置の実態であります。

少し細かい問題ではありますが、年金天引きは、徴収される高齢者にとって様々な不利益があります。皆さんもご承知のように、年金は月おくれの支給であります。4月15日の支給の年金は2月、3月分であります。これが支給されますが、そこから4月分、5月分の保険料を徴収する、こういう仕組みになります。1カ月分先取り状態であります。もしその方が途中で死ねば、それは払いっ放しということになります。さらに、月途中で引っ越しをして転出しても、前の自治体の年金が6月まで天引きされるという、こういう問題があります。この間、二重払いです。さらに、所得が変わって保険料が下がっても、高いまま天引きされる。役所の方は後で返せばいいやという感覚になります。中には年金天引きの方が便利でいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、決してそういう問題でなくて、本人が希望し、申請をして年金天引きになるなら問題ありませんけれども、申請も何もしないで勝手に天引きすることに、ここに問題があります。わずか

な年金から保険料天引きは、憲法25条の生存権の侵害でもあります。年金支給額は、記録漏れやうやむやで減額しているのに、税や負担は強制的に年金から天引きをする。これまでの生活は悲鳴を上げている中で、さらに昨年から今年にかけてパンやみそ、灯油などの生活必需品が軒並み値上がりをしております。それに加え、住民税などの税金や医療・介護などの社会保険料の連続値上げで、お年寄りの生活は深刻な打撃を受けております。舛添厚生大臣は、もし憲法25条の定める水準に行かないなら生活保護という手もあるなどとひどい答弁を繰り返しております。また、消えた年金問題では、本人が届け出ない限り記録の修正すらしない申請主義をとっておきながら、保険料の徴収は有無を言わず強制的に天引きをする、ここに問題があります。あまりにも生活実態を無視したこの条例に反対し、討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第45号議案、海田町税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

税を払うのは国民の義務となっております。年金生活者、私ももう年金生活者になっているわけですが、天引きをされるということは、自分自身のライフスタイルを見直していかないといけないと私自身思っております。じゃ、天引きでなくて普通徴収であれば払わなくていいという論理にはならなくて、その年金額から、介護保険料もしかりですけれども、住民税も払わないといけないというのは国民の義務であります。そうなれば、天引きをされると、自分が思ったときに思った金額が使えないとなると、今までの自分のライフスタイルを本当に変えて、それで生活をしていかないといけない。基本的に年金制度改革、もっと基礎年金部分を上げていくということは今後の課題でありますし、サラリーマンは就職したときからすべてのものを引かれて手取りになっております。このサラリーマンの方の手取りも数年に1度、社会保険料、年金も本当に今加速的に負担がかかってきておりますので、手取りが年々減っているのが実情でございます。若者たちが、自分が働いた総収入から、要るものは全部引かれて、あとの手取りで生活している実態を考えれば、私たちも払わないといけないものは払う義務があるわけですから、年金で引かれる、私はすごく今答弁させていただいていて心が痛んでおりますけれども、何度も申し上げますが、自分自身で払うものは払って、あとで自分のライフスタイルを変えて生活をしていく、そうしないと、今、日本の国は財源不足でありまして、サービスを低下させていくのか、サービスを低下させないで安心して安全な生活ができるために

はやはり義務を果たしていくという視点から、私はこの議案に賛成いたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第45号議案について採決を行います。この採決は起立により行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第5、第46号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第46号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第3号）について。平成20年度海田町一般会計補正予算（第3号）は、町道135号線道路改良事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ7,346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,641万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第46号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料8の「平成20年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。3ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の交通安全対策費の交通安全施設等支障物件移転事業につきましては、広島市東部連続立体交差事業に係り、広島県が実施する海田市駅北側の暫定道路拡幅工事に伴う支障物件移転工事として330万円増額するものでございます。なお、後ほど歳入でもご説明いたしますが、事業費のすべてが物件移転補償金で措置されます。次に、諸費の過誤納付金還付事業につきましては、



個人町民税税源移譲に伴う還付金として1,884万円増額するものでございます。次に、総務費の徴税費の賦課徴収費の町税賦課事業につきましては、平成21年度から個人住民税が年金から特別徴収されることに伴うことに対応するため、552万3,000円を増額するものでございます。

4 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の心身障害者福祉費の心身障害者社会生活援助事業につきましては、対象者の増に伴い、自立支援医療費として839万8,000円増額するものでございます。

次に、衛生費の清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、入札執行残850万円を減額するものでございます。次に、町内美化事業につきましても、入札執行残100万円を減額するものでございます。

次に、農林水産業費の林業費の林業振興費のひろしまの森づくり事業につきましては、県から特認事業分の追加交付が認められましたので、556万円増額するものでございます。なお、後ほど歳入でもご説明いたしますが、事業費につきましてはひろしまの森づくり事業交付金で措置されています。

5 ページをお願いします。土木費の土木管理費の自転車等駐車対策費の海田市駅自転車等駐車場移設事業につきましては、広島県が実施する海田市駅北側の暫定道路拡幅工事に伴い、現状の自転車等駐車場が手狭になるため、海田市駅北口自転車等駐車場移設工事費として1,000万円増額するものでございます。こちらについても、事業費のすべてが物件移転補償金で措置されます。次に、土木費、道路橋りょう費の道路新設改良費の町道135号線道路改良事業につきましては、三迫3丁目地内の町道135号線の狭隘な部分を拡幅し、交通の利便性を図るため、物件調査業務等委託料及び物件移転補償費として1,790万円増額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、小型動力ポンプを整備するため、168万円増額するものでございます。次に、水防費の防災情報伝達体制整備事業につきましては、海田町防災行政無線整備に係る基本計画策定業務委託料として150万円増額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校特別支援教育事業につきましては、海田小学校において2学期から新たに介助員を配置する必要が生じたため、83万5,000円を増額するものでございます。次に、海田小学校南校舎耐震補強事業につきましては、実施設計委託料として462万円増額するものでございます。次に、

海田南小学校 1 号館耐震補強事業につきましても、実施設計委託料として481万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明いたしました心身障害者社会生活援助事業の国庫負担金として419万8,000円増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金につきましても、歳出でご説明いたしました心身障害者社会生活援助事業の県負担金として209万9,000円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の農林水産業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたひろしまの森づくり事業交付金として500万円増額するものでございます。次に、県支出金の県委託金の総務費委託金につきましては、歳出でご説明いたしました過誤納付金還付事業の県民税徴収費委託金として857万7,000円増額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。財産収入の財産売払収入の不動産売払収入につきましては、広島市東部地区連続立体交差事業に係り広島県が実施する海田市駅北側の暫定道路拡幅工事に伴い、広島県土地開発公社に売却する町有地の用地代として2,635万4,000円増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を1,385万8,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、歳出でご説明いたしました交通安全施設等支障物件移転事業及び海田市駅北口自転車等駐車場移設事業に係る物件移転補償金として1,338万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億1,641万7,000円とするものでございます。

以上で、平成20年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）この資料の9、10の説明はないんですか。なけりゃ聞いてみるんですけどね。9、10の資料の説明と、皆一緒に言いますが、それと、今言われました5ページの土木費の町道135号線道路改良工事の場所と、どういうふうにされるか、これの説明と、それから、上の町内美化事業の瀬野川河川草刈委託料、これは何社で入札されたかと、

それと、ひろしまの森づくり事業の550万と、さつき収入のところで50万と、50万の差があるんじやが、この説明。以上、お願いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）私どもで担当しております、まず町内美化事業の入札参加者ですが、これは3社でございます。それから、北口の道路拡幅に伴う交通安全施設等の支障物件の内容でございますが、まず、交通安全の看板がございますので、これは撤去・新設をするものです。それから、電源引き込み柱につきましては、北口便所へ入っております電源柱を、これは撤去するものでございます。それから、防犯灯が3基ございますので、これは撤去・新設としております。それから、防火水槽につきましては現在北口のスペースの中にあるものを一応埋めるということとしております。それから、残りまして、あと土間とか階段工、それから庭石等がございますが、これらは撤去するものでございまして、樹木につきましては一応移設という考えでおります。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）森づくり事業の歳入と歳出の差異ということですが、一応特認事業で県知事の定める額ということで500万を限度額とするということで、500万を1つのラインにしていろいろ整備を考えてみました。そして、一番500万に近い整備でやったところ、一応556万円ということで、もちろんこれは入札しますので、若干差異が出ればそれは一般の持ち出しということにはなりますけれども、多分500万ぐらいで落ちつくんじゃないかなということで積算をしております。

○議長（原田）資料10。都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）それでは、資料の説明をさせていただきます。都市整備課の資料10の1ページ目をお開きください。ここへ案内板から階段工、木柵をそれぞれ提示させていただいております。木柵は約100メートル、階段工は100段です。案内板を4基ほど設置するということで計画を立てております。以上です。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）それでは、海田市駅北口自転車等駐車場移設工事の説明をいたします。資料10の「工事箇所図」2番をお願いいたします。現在の北口駐輪場は、駅派出所の裏側から花都川方面にかけまして、町有地とJR借地分とを合わせて約460台分の駐車スペースで運営をしております。今回広島県が実施いたします海田市駅北側の暫定道路整備工事に伴いまして北口駐輪場の一部が支障となりますので、これを現在

の駐輪場と同規模の駐輪場を元中川書店側へ移設いたしまして整備するもので、整備面積は約670平米でございます。工事概要といたしましては、その周辺をフェンスで囲いまして整地舗装を行います。また、管理棟につきましては現在北口にある管理棟一式を移設し、あわせて管理人用トイレを設置いたします。また、JRとの境界沿いの敷地内に古い水路がございまして、かなり水路底が傷んでおりますので、コンクリート打ち、あわせて水路改修をいたします。その他、施設内に照明灯を4基設置することとしております。なお、この土地につきましては広島県から無償で使用貸借するという事で整理がついております。説明を終わります。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）次に、135号線道路改良事業の場所でございますが、三迫3丁目でございます。町道6号線を上っていきますと、畑の谷橋がかかっております。それを渡りまして約200メートル上っていきますと、ジグザグにカーブしたところがございます。そこから約100メートル上がったところの場所になります。それで、今回の事業の内容でございますが、上っていきまして左右にお家がございますが、左側のお家の建物を今回は移転することといたしております。ですから、この事業自体は片側、左側だけを拡幅する予定にしております。現在の幅員が、狭いところで2.5メートルございますが、それを4メートルに拡幅する予定でございます。以上です。

○議長（原田）ほかに質疑。宮坂議員。

○10番（宮坂）今、崎本議員の質疑でひろしまの森づくりのところで説明があつて、ちょっとわかりにくかったんですけれども、県からの補助金500万円で工事をやって、それで足りなかった分を持ち出しでやるようなことと言われたような気がしたんです。ということは、これはまず500万円は入ってきて、あと足りなかった分56万円が予備的なもので一般財源をつけているという考えでいいんでしょうか。特定事業を認められて補助が入ってきたというふうに聞いていて、その事業に対して補助金だと思っていて、じゃ、先に、もし事業が持ち出しで余った場合、500万以下で済んだ場合は500万円のその余った金を県に返さなくてはいけないのかということを確認。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原晴彦）もともと、まずAルートの整備を計画して予算をつけて一応こういう特認事業をお願いしたいというふうに出しております。限度額500万までいっぱい出しましょうということで556万円の予算組みを一応しています。それで、入札をした

場合、もし450万となったら50万はどうするのかということで、これは前年の通常分でもありましたけれども、それは県の方は45万とか30万を返すということではなくて別途事業を起こして使ってくれということです、それが500万円を下回るような入札結果になりましたら別途また工事を、森づくりの関係を考えていきたいというふうに考えています。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。北口の自転車の駐車場ということで、私も部分開通、供用のことを質問しました。それで、新町側のところ、今のところがバックになって、ここに駐輪場、自転車の駐車場を移設して、実際に工事が始まるのが、本体が25年度と言われておりますけれども、ここへ移りましたら、これを整備したらここで何年ぐらい使用できるのか、どうでしょうか。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）今の予定では東部連続立体交差事業の完成予定が平成34年ということですので、それまでは使用ができるというふうに県と調整をしております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、駐輪場を出たら北側は全面的に今書いてある図面のところに行くということで、1,000万県が出すんでしょうけれども、あと照明灯とか便所まで今、人がつくということと言われましたけれども、便所と照明灯、それからフェンス、これは最低限度要するというものに、10年以上使用するということですから、要ということなんです。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）はい、そうです。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）もう1点、土木費の方、いつもそうなんですけれども、135号のところ、予算的にも1,790万ということで、今100メートル行って200メートル行って100メートルと言うたってわからないので、図面とか位置とか、こういった建物があるとか、そういう資料をやっぱり後で出してほしいと思うんです。1,790万円といいますとまずまずの額なので、資料を後でも出していただきたい、そう思うんですが、どうですか。

○議長（原田）三宅議員、資料要求ですか。

○3番（三宅）はい、資料要求します。

○議長（原田）ただいま三宅議員から町道135号線道路改良事業の資料の要求がありました。  
お諮りいたします。

ただいまの資料の提出を求めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。したがって、ただいまの町道135号線道路改良事業の資料の提出を求めることといたします。建設部長。

○建設部長（久保）この135号線につきましては、工事をやるわけではございません。移転補償と、そういう補償関係でございますので、これまでどおり、先の三宅議員の一般質問でもお答えしたとおり、個人の情報でございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（原田）わかりました。ただいま建設部長から、プライバシーの問題、個人情報の問題があるので、出せないと。資料要求ということでさっき皆さんにお諮りしましたが、出せないということです。これについては、資料の部分はなかったことにさせていただきます。ほかに。岡田議員。

○4番（岡田）資料の3ページの一番下の段のところの年金特別徴収の経由機関というのはどういうふうな機関というか、組織というんですか、何ですか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）先ほどの条例改正のところでも経由機関というのは出てきていますし、資料のところにも経由機関という名前が出てきています。この意味ですけれども、年金には、先ほどの質問の中にもいろんな年金の種類がありますというのを説明しました。それを1カ所の場所に集める。今のところ、社団法人地方税電子化協議会のところに集まることになっていまして、そこに例えば社会保険庁から年金のデータを入れて、そのデータを管理する場所です。そこに実は昨年までといいますか、20年度までは情報がペーパーで来ていました。ですから、Aさんが幾らの年金をもらっておられますよというデータがペーパーで海田町に来ていたものが、21年度からといいますか、実際には来年の1月ですけれども、電子化されたデータが、海田町に来るのではなくてその電子化協会、経由機関なんです。そこに全部情報が行きます。そこに行った情報を、海田町が指定するASP業者といいますか、プロバイダーがあるんですが、その業者がそのデータをとりに行くためのシステム構築をします。その費用を書いたものです。よろしいでしょうか。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）もう1回、聞き逃したんですけれども、どういう機関か、機関の名前と、それは例えば今度再来年、2年後に年金機構に変わるんですけれども、社会保険庁が変わっても変わりはないのかということをお聞きします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）正式な名称は社団法人地方税電子化協議会でございます。これは10月に総務省が指定する予定になっております。ですから、ここの、今言いました協議会に年金情報がすべて入っていく。社会保険庁だけの情報ではなくて、先ほど言いましたように、いろんな年金情報がそこに入ってきます。そこは全国の情報が入っていきますので、全国の情報のうち海田町の情報だけをとりに行きます。とりに行くためには、当然だれが入ってもいいわけじゃありませんので、いろんなロックをかけて安全装置を仕掛ける必要があります。安全装置を仕掛けるシステムを構築するためにその委託を組んでいくということでございます。

（「ずっと使えるかということ」と呼ぶ者あり）

○総務部次長（朝倉）もちろん使えます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）社団法人という言葉は、これは政府とは間があくというふうな、この組織そのものがそういうふうな関係になっているんですか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）社団法人といいましても、構成は都道府県、それから市町村の代表で構成されているようです。メンバーを聞かしても、東京都の職員も行っておりますし、長野の市のメンバーも行っているようでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第47号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、精算に伴う平成19年度療養給付費等交付金返還金の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ3,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,805万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第47号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料11の「平成20年度補正予算説明書」によりご説明いたします。まず、歳出予算からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。2款の一般及び退職の被保険者審査支払手数料の役務費31万8,000円は、退職被保険者等審査支払手数料に不足が見込まれるために、一般被保険者等審査支払手数料を減額し、退職被保険者等審査支払手数料を増額するものでございます。次に、4款の前期高齢者納付金の負担金補助及び交付金28万9,000円は、前期高齢者支援のための納付金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。また、前期高齢者関係事務費拠出金の負担金補助及び交付金5万7,000円も、前期高齢者支援のための事務費拠出金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。3ページでございます。5款の老人保健医療費拠出金の負担金補助及び交付金281万6,000円は、旧制度での平成20年3月分及び清算分の老人保健医療費の拠出金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。次に、6款の介護納付金の負担金補助及び交付金140万1,000円は、第2号被保険者の介護保険の納付金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。次に、11款の償還金の償還金利子及び割引料3,494万6,000円は、平成19年度の療養給付費等交付金の額が実績報告により超過交付となり、返還が生じたため、増額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。10款の繰越金の3,038万3,000円は、前年度の繰越金を財源調整のため予算化したものでご

ざいます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、47号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,805万9,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第48号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第48号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。前副町長の事件につきましては、町政運営の責任者として、町民の皆さんの信用を失墜したことに対し、深くおわびを申し上げます。改めて任命責任の重さを痛感し、みずから厳しく律するとともに、私自身の道義的責任を明らかにするため、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで給料を現在の5%の減額に20%を加え、合計25%を減額するため条例を改正するものでございます。大変いろいろとご迷惑をかけました。よろしくお願いします。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）町長、道義的責任ということで厳しくということのようですが、私はそれほど厳しいとは思っておらんのですが、1つ聞きますけれども、いわゆる東小学校給

食調理員の免許偽造問題、当時議員報酬が、報酬審にもかかって、上げるというのを否決しておるんですね。既に11年間ずっと議員は痛みを感じてきておる。さらに、昨年12月、期末手当の0.05カ月分ですか、これも否決しておるんです。ですから、議員は直接の不祥事でなくしても、そういうことの道義的責任をやっぱり感じてやっておるわけです。だから、町長のこの処分が妥当なのかどうか、議員のそういう始末、10何年ずっとってきた責任と、12月も含めて、そこらをあわせてどのように考えておるかというのを一言聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の事件の問題につきましては、昨年11月発生以来、いろんな町民をはじめ議会の皆さん方に大変申し訳なく思っておりますが、私もいろんな、弁護士さんとかあらゆる先生方の相談を受けながら、適正な金額とか期日というのをいろいろ審査いたしまして、熟慮しました結果、本日のこういった提案に至ったということをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）だから、今言うておるのは、議員は10何年痛みをずっと感じてきておるんですよ。昨年12月にもそういうことをしたんですよ。ですから、これはおかしい話なんですよ。反対すれば、町民は、議員はどうなのか、町長の処分をしないのか、こういうことになるわけです。何か町長の処分をせにゃならんが、反対すると、しないのかと、こうなるわけです。だから、非常に痛しかゆしのところもあるが、そういうところを含めて、今の議員の痛みも含めて町長はどう感じておるのかと。ただ自分の、いや、済まんことじゃぐらのこと、いわゆる口先だけのことなのか、真からもっと何か別のことで示す方法があるんじゃないかということ言うておるんですが、どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何度もいろいろ説明をさせていただいておりますように、町政を預かる身として、町民や議会の皆さん方の信頼は非常に失墜したというふうに痛みを感じております。しかしながら、今、海田町における現在の心境を考えますと、一日も早く信頼回復をして町民にその信頼を見ていただく。そのためにも今現在、顧問弁護士の皆さん方をお願いして倫理の研究会を本日で4回ほどさせていただきます。そういうことを含めて、私を含め、職員も一緒になって信頼回復に努めるということですのでよろしくお願いします。

したいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私は、非常に金額として重たい、あるいは長期間にわたってのみずからの処罰という提案だろうというように思います。97年に、先ほどあった給食調理員の免許の偽造事件、もちろん我々も報酬審に基づいて報酬を上げるというのがあって、そこで否決をし、我々だけでなく三役もそのときに上げるのを否決しておるんですね。それを踏まえればいろんな状況がわかってくるし、ずっとそれが今日まで来ておる。私が聞きたいのは、町長がこうしてみずからの処分をする。副町長が刑事事件でいろいろ処罰を受けて、猶予がついて今、刑の最中というか、あるんです。執行猶予がついている。公務員法に照らして、それが町民に明らかになっていないんです。

1つは、公務員としての職務怠慢があったろうし、また、町の信用を失墜した、この問題について町はどういうように対応しておるのかどうか。何回もそのことを私は一般質問でしたのに、全然それが返ってこないというのでね。今回解決されれば、一定の節目になるわけですね。だから、今日出なかった場合は次のときにそれは出してもらってもいいんですけれども、実際公務員としてあるまじき行為をやった。そのあるまじき行為はこことここに問題があって、こういうふうに分した。あるいは、憲法上からいうと、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。そのことを、入るときには宣誓をして宣誓書を出して公務員になっておるわけですね。これは我々も一緒なんですけれども、その問題について資質だけということでは片づけられては困ると私は思うんです。だから、その問題について、今後の職員の教育も含めてこれを明確にせんかったら対応できないというように私は思うんです。だから、その点はどうなのかというのをお尋ねするんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、公務員としてのいろんな問題はかなり厳しいものがございます。そうした中で、今回この事件をきっかけとして顧問弁護士の先生に、先ほど申しましたように、倫理の研修を4回に分けてさせていただいております。それらを踏まえて、今後皆さんがいろいろと体験されたり学ばれたことを含めて、またいろいろ役場の中でもそういう反省をもとに今後のあり方について、顧問弁護士の先生も含めて相談をして、いい方向での指針を出していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第48号議案について採決を行います。この採決は起立により行います。お諮りいたします。

第48号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、発議第5号、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、発議第6号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第6号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成20年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前11時45分 閉会